

平成16年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成16年3月11日（木）午後1時30分開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第2 議案第4号 瑞穂市国民健康保険税条例について
- 日程第3 議案第5号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第6号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第7号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市土地取得事業特別会計条例の廃止について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第20号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第21号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第22号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第23号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第24号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第25号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補

正予算(第2号)

- 日程第24 議案第26号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第27号 平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第28号 平成16年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第30 議案第32号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第33号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第34号 平成16年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計
算
- 日程第33 議案第35号 平成16年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第34 議案第36号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫
13番	加藤 茂晃	14番	星川 睦枝
15番	棚瀬 悦宏	16番	武藤 善照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝義
19番	澤井 幸一	20番	辻 文雄
22番	馬淵 金雄	23番	西岡 一成
24番	松野 周一	25番	西岡 妙子
26番	佐藤 多喜夫	27番	広瀬 正雄
29番	児玉 春一	30番	進藤 末次
31番	松野 武則	32番	吉本 幸一

本日の会議に欠席した議員

21番 松野義和

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第 3 号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第 3 号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第 4 号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 2、議案第 4 号瑞穂市国民健康保険税条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡さん。

2 5 番（西岡妙子君） それでは議案第 4 号でございますが、この前の勉強会でもいろいろ御説明はあったと思いますけれども、今回、介護分の方で所得割率が1.44、均等割額が1万4,400円にどちらもアップするわけでございますけれども、この数字の出てまいりました根拠についてまず教えていただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回、介護保険分の所得割につきまして1.44、均等割といたしまして1万4,400円ということで改正をさせていただくわけでございますが、今回の値上げにつきましては、所得割につきましては0.36%、均等割につきましては3,600円の増額ということでございます。これにつきましては、国の方から1人当たり4万2,000円、人数割にして4,607人分の拠出割合が求められております。それによりまして人数割、所得割等を積算しましたところ、介護保険料の負担

分が不足するというので、今回、数字的には所得割1.44と均等割1万4,400円を算定させていただきました。よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

25番（西岡妙子君） 自席でお願いいたします。

御説明いただきましてありがとうございました。予算とも関係してまいりますので、ここで御質問していかちょっとあれなんですけれども、やはり今までも滞納額が非常に多くあるわけです。それで、確かに国の方からそういう方針が出されておるといことで、不足する分をこのようにして値上げをしたといことでございますが、やはり滞納についての方策がきちんとなっていない現状で、滞納増加に拍車をかけることにはならないかというふうに危惧しております。この数字がアップすることによって、どれだけの件数がこの最高限度額まで、今まで最高限度額の8万円まで上がっていなかったにもかかわらず、そこまで到達する件数がどれだけあるのか、それと金額を教えてくださいたいと思います。まだちょっとはっきりした数字はわからないかもしれませんが、予測してみえる分を教えてくださいたいと思います。

市民部長（松尾治幸君） その件につきましては、まだちょっとここに資料がございませんので、後ほど資料を提供させていただきます。

25番（西岡妙子君） それで、ちょっと不足の部分、滞納についての対策のところはちょっと御返答がなかったと思いますが、よろしくをお願いします。

市民部長（松尾治幸君） 滞納対策につきましては、土・日にも納税相談をやっておりますし、職員も、滞納強調月間といことで期間を定めまして、納税者の督促、面談等をやりますし、滞納金額の減少に極力努めておるところでございます。なお、大口につきましては、税務課と協議いたしまして滞納処分等を実施しておりますし、また現年分を極力滞納にならないように、現年分の徴収事務につきまして極力努力しているところでございます。

議長（吉本幸一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第5号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第3、議案第5号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第6号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第4、議案第6号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第7号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第5、議案第7号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 報酬審議会の議論の内容がどのようなものであったのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 報酬審議会の論議の集中した点を簡単に申し上げますと、合併の理念を反映させて、そして論議を尽くさなければならないということが重点的な内容でございます。そして新市として幾らに設定するかということでございますけれども、内容を民意に託せるかどうかというようなことが論議の集中した点でございます。それぞれの職務に応じてどのぐらいの業務量があるか、そして合併したことに……。先ほど申し上げましたように、合併の効果、合併の意義を重点的に考えられたということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡君。

23番（西岡一成君） よくわかりません。合併の効果、意義を考えると。合併の意義、効果

をいかなるものとして考えるかというその基本的な立場、考え方が大事なんですね。そこで意見の違いがあったりするわけです。ですから、今総務部長が答弁されたように、合併の効果、意義を考えてなんていうようなことは全く答弁になっていない、それはね。その具体的な意義を考えたならばどうであったのか、これこれしかじかの意義があるから25万 5,000円なんだ、あるいはまた30何万円なんだとなるわけですから、その点について明らかにしていただきたいんですね。

議長（吉本幸一君） はい、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 報酬審議会では、今申し上げましたように、本分的には合併の効果、意義ということを申し上げたわけでありますけれども、内容的には、隣接市町村、そして隣接の市との比較等も十分話し合われまして、そして市会議員の減数も考慮されまして、そして最終的にお示しをさせていただいておる答申の額になったということでございまして、西岡議員さんが言ってみえることは十分わかりますけれども、具体的にだれがどう言ったか、こう言ったかということはちょっと、要点でまとめてございますので、もし御必要であれば、その答申書、会議録をお示しさせていただきたいと思えます。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 今、最終的にはその具体的な内容について知りたければ議事録を御参照いただきたいというふうな趣旨の発言がございましたので、追ってまた議事録の内容を見させていただきたいと思えます。

そこで、本議案は総務常任委員会の方に付託されますので、細かい点につきましてはそこで議論をいたすとしたしまして、市長にお聞きをしておきたいんですが、提案説明の中で「答申の趣旨に沿い」という発言がございました。そこで、答申の趣旨とは一体どういうこととして受けとめておられて発言をされたのか、お聞きをしたいと思います。今の関谷部長のような結論だけの話ではなくて、ひとつお願いいたします。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） 新市としての議員報酬を決定していく段階におきまして、答申が考えていますことは、数字そのものについて一般の市民感情としても納得がいくのかどうなのかということも一つの大きな判断材料になっているんじゃないかと、こんなふうにも考えます。そして、私自身としては、現在置かれております瑞穂市の状況を考えながら十分に議論をし尽くされているというふうに判断しておりますので、答申の考え方というものを十分に理解しながら、その答申に基づいて提案させていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、22番 馬淵金雄君。

22番(馬淵金雄君) 簡単に申しますと、5万人以下、5万人以上、まあ10万人以上のことは必要ございませんが、この積算基礎というものはいずれか出ておるかということと、それから、もちろん出される以上、33万5,000円、議長やで、それは職責上当然必要だからされたと思います。行政の方としては財政上あんまり要求されても困るという点があるかもしれませんが、これはまあ適当にしてあるかと思しますので、何ら我々意を挟む必要はございません。ただ積算基礎だけ教えていただきたいと思ひます。

議長(吉本幸一君) はい、関谷総務部長。

総務部長(関谷 巖君) ただいまの質問ですけれども、積算基礎はございません。そういった資料もございません。

22番(馬淵金雄君) そうしますと積算基礎がないということは、どこで33万5,000円というものは出されましたか、議長の場合。我々は、もっと多くしてもいいか、少ないか、判断がわかりませんのでお尋ねするわけですが。

総務部長(関谷 巖君) 報酬審議会で定められたことですので。

22番(馬淵金雄君) 報酬審議会で定められたとおっしゃいますが、行政の方から出されて報酬審議会なんでしょう。白紙のまま、私も報酬審議会に出たことがあります、白紙のまま出されたことは全然見たことありません。こういう案が出されてどうですかと、議員職はどうですかと言われると思ひますが、どうですか。

総務部長(関谷 巖君) 白紙の状態で提出しておりますので、こちらから資料は提言しておりません。

22番(馬淵金雄君) あきれました。普通は原案というものがあると思ひますが、全然ありませんなら、やむを得んでしょう。それはゼロと言われるものをどうということと言えませんが、普通の場合は積算基礎を出して、それに対して行政としてはこういうふうに思ひますと、それはどうかということがあるわけですが、なければ結構です。以上。

議長(吉本幸一君) ほかにございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長(吉本幸一君) はい、吉村議員。

4番(吉村武弘君) 報酬審の中で、私は年収で考えたらどうかということをおもうんですが、そういう話はなかったのかどうか。そして、25万5,000円ということになると年間で幾らになるのかということですね。ということは、過去、穂積町議会で平成10年3月議会、それから11年3月議会のとき、議員定数の削減と費用弁償4,000円のカットということで話し合われたときに、いわゆる手取り金額で云々という話が議場で出ておったと思ひます。その当時、24万切っていたと思ひますけれども、手取りが18万ばかりしかないというような話が出ておまして、ただ手取りで物を言うのか、それから年収で物を考えるのかということでお考えれば、普

通は年収で考えるんじゃないかということで、手取りでやれば、年末調整などをやれば戻ってくるわけですから、ほかに仕事があれば。そういうところで、いわゆる報酬審で年収で報酬を考えるとすることはなかったのかということと、今の25万 5,000円を年間にしたら幾らになるかということをお聞きしたいと思います。

議長（吉本幸一君） はい、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御指摘の件でございますけれども、報酬審議会においては、年収総額で幾らになるかということも論議されたところでございます。総額から幾ら減るかというようなことも話になりました。それで、今御質問の一人ひとりの関係でございますけれども、議員さんお1人、報酬と手当も含めまして 435万 300円という算定額になります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

4番（吉村武弘君） 議員の報酬というのは年収で出してもよろしいんですかね、例えばどうしても月額幾らというもので出さなきゃいかんのか。決められているのか、それ。年間幾らという、例えば 430万なら 430万、500万なら 500万、450万なら 450万というふうで、そういうもので出してもいいのかどうかという法律的なことですね、それを教えてください。

議長（吉本幸一君） はい、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この報酬の支払い方につきましては、現在、瑞穂市では月額ということになっておりますけれども、条例で定めればそれは可能だというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、31番 松野議員。

31番（松野武則君） 実は私、一般質問でお尋ねしようと思っておったんですが、これは私、質問することができんようになってしまったのう。こういう場合はどうなるんやな。重複してしまうのでのう。私はもう次は立候補せんで、どんなことを言ったらって投票に影響しませんけれども、立候補される方が自分の報酬を審議されるということは、いわゆる市民の皆さんの感情がどうもおもしろくないように私は受け取りますので、その辺のところを難しゅう私は思いますよ。いかがですか。

議長（吉本幸一君） 議案に対する質疑でございますので、一般質問とは関係ありません。

ほかによろしいか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第8号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第6、議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(吉本幸一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第9号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第7、議案第9号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(吉本幸一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第10号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第8、議案第10号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(吉本幸一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第11号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第9、議案第11号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第12号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第10、議案第12号瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第13号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第11、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺君。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市基金条例の一部改正について質問いたします。

この改正の趣旨は、旧巢南町時代の基金を整理していくということだと思います。そういう点で、廃止をする基金の現在の残高が幾らなのか、資料をちょっとお示し願いたいと思います。

それからもう一つは、南部まちづくり基金というのが旧巢南町時代にありましたけれども、この基金はそのまま残すのか、これも廃止してしまうのか。

また、この基金は、巢南町の南部のまちづくりとして、区画整理事業を行ってまちづくりをしようということで積み立てたんですが、区画整理事業ができなくなったというような状況があったと。そういう点で、まちづくりの事業も区画整理をやるまでということで、いろいろやることをためてきたわけですね。非常にいろんな未着手の状況があるという点で、この基金というのはその南部に今後充てていくということが必要だと考えておるのですが、そういう点での今後の南部まちづくりの基金と、今後の行政の方向についてどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず第1点目の廃止する基金の残高でございますが、南部まちづく

り基金につきましては1億 205万 1,000円でございます。そして、東海道本線巢南駅建設基金でございますけれども、2億 5,023万円でございます。そして、図書館の建設基金でございますけれども、これは目的を達したということでございますけれども 5,804万 8,000円でございます。そして、地域づくり基金でございますが 4,650万円ということでございます。

なお、今回廃止する基金すべてを公共施設整備基金に積み直すということでございます。南部まちづくりにつきましても目的が同じということで、この公共施設整備基金として、今後、南部まちづくりのために運用していくということで網羅されておるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 基金は、目的のための基金ということで、巢南町時代に基金としてためてきたと。その事業に使うんじゃないで、公共施設整備事業ということになりますと、要するに市長の考えでは、財調と一緒に考えだということの前からの答弁で言っていますね。そうすると、今までの目的のやつをチャラにしちゃって、財調で、要するに自由に使える財源として見込んでいくということの考え方でいいのかどうか、市長にちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお尋ねの件でございますけれども、基金の積み方には考え方が二つあると思うんです。その一つのこととしては、考えている事業というものを着実に実行していくために基金を積んでいこうということが一つかと思います。しかし、現実の問題として、今度は逆に考えてみますと、そういうふうに細かくちぎってしまって全部固定化してしまいますと、現実の問題として基金の運用というか、財政そのものの全体の運用の中では、非常に固定化するということが、今度は逆に資金が固定化するということになります。

それからもう1点は、この積んだだけのお金では事業は絶対にできないということも一つ言えるわけでございます。そうなりますと、結局、事業を展開していく段階になりましたときには、基金は部分的な支えにほかならない。全体の事業は基金があるからということでの答えにはならないということが言えるわけでございます。

そういう点を考えていきますと、私は旧巢南町で目的として設定をしておられました事業というものはそれなりに十分検討して考えていかなければいけないと思いますが、基金そのものはもっと効率よく有効に使っていくために一本化しておく方がいいだろうと。お金はあまり小さくちぎりますと力がないので、むしろまとめて運用していく方がいいんじゃないかと、このように考えております。

議長（吉本幸一君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第12 議案第14号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第12、議案第14号瑞穂市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） 実は、いわゆる公的な活動に近い団体といたしますか、そういう方のいろんな公民館等を使われるときの利用料ですね、それは今まで、特に巢南の方は無料ということで、無料の範囲が広がっていたと思うんですけども、合併によりまして、どうもそうした活動についても徴収する方向であるというようなことをお聞きするんですけども、その点についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） 福野君。

教育長職務代理者（福野 正君） お尋ねは、旧の巢南町の方の使用料ですね、特にかなりのところを免除しておりましたが、合併によりまして同じ取り扱いにします。従来どおり、弱者といたしますか、お年寄りだとか子供たちが使う分は免除をしておりますが、いわゆる趣味とか、そういう公民館活動の中で使う団体の方は有料、4月1日からですね。巢南町の方はことしの4月1日から、暫定措置を1年間設けましたが、11ヵ月ですか、いただくということで、説明会も終わっております。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかによろしいか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

22番（馬淵金雄君） 田舎の方でいきますと老人クラブ等がありますが、老人クラブが、私んたゲートボールをやると従来どおりただになるのやないかというような話をされるわけですが、その施設等はどういうふうにされますか。もちろん有料だということは心得ていますが、老人クラブが事業面において例えばゲートボールを行うという場合は何に該当しますか。以上。

議長（吉本幸一君） はい、福野君。

教育長職務代理者（福野 正君） 市営のゲートボール場については、有料のところは南ふれあい広場が1ヵ所ありますが、それ以外は大体地元のところですので、もちろん地元とかは無料ですね。ただ、あとの公共施設の方は大体ほぼ無料だと思います。お尋ねの件は、地元のゲートボール場のことをおっしゃっているのか、ちょっと。

22番(馬淵金雄君) 公共の場合は要らないということですね、無料だということやね。事業目的が老人クラブの関係でやられる場合でしたら要らないと。もちろん他の市町村の人が貸してくれといえは有料です。それは当然です。

教育長職務代理人(福野 正君) ただ、団体登録とかいろんな要件がありますので、ケース・バイ・ケースです。

22番(馬淵金雄君) そういう点はやっぱり教育委員会へ行って、いろいろ聞いて行くと。はい、了解。

議長(吉本幸一君) これで質疑を終わります。

日程第13 議案第15号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第13、議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(吉本幸一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第14 議案第16号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第14、議案第16号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(吉本幸一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第17号について(質疑)

議長(吉本幸一君) 日程第15、議案第17号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(吉本幸一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第18号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第16、議案第18号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 団員の定員を194人から220人にふやすという内容ですけれども、私の自治会でも定数がふえることによって、ふやさないかんということで自治会長は大分頭を悩ませてみえるんですが、何でふやさないかんのかということもまだぴんとこんし、そういう点で、穂積の方が多いと。巢南は少ないと。穂積に合わせないかんぞというような認識のような感じの説明が部落の自治会の中ではされておるんですけれども、そこら辺の定員をふやすことの根拠と説明をお願いしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 現在、巢南地区には64名の消防団員が見えるわけなんですけど、この64人は3分団20ずつと役員ということになっております。これを5年計画で1分団現在20人を1分団30人にしようという計画でございます。この30人にしようという計画は、地域的なこともございますし、そして機械操作をする人員にも影響してまいりますし、人口的には穂積地区と比較するとなぜそのような大勢要るのかということをおられるかわかりませんが、地域的なことと、そして機械を扱う、そういったもろもろのことを含めまして、消防協会の方でそれぞれ団に10人ずつ5年計画で増員していこうという計画が示されたということで、改正をお願いするというところでございます。

議長（吉本幸一君） ほかによろしいか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第19号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第17、議案第19号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第20号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第18、議案第20号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第21号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第19、議案第21号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第22号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第20、議案第22号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第23号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第21、議案第23号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第24号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第22、議案第24号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第25号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第23、議案第25号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第26号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第24、議案第26号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第27号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第25、議案第27号平成15年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、8番 小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市水道事業会計補正予算について質問いたします。

直接これと関係あるかどうかわかりませんが、一つは、古橋地内に去年の暮れからやぐらが立って井戸を掘ってみえるんですね。何だろうと思って聞きますと、水源地の井戸だということをお聞きしました。予算審議の中でそこに水源地を掘るという説明もなかったし、あったのに私が聞き逃したのかもしれませんが、そういう点でお聞きしますが、あそこ水源地の井戸を掘るための金額は幾らになっておるのか。

また、どの地域へ配水する計画なのか。また、その能力はどれだけあるのか。さらに、将来的に本当にあそこに必要で、今、水の出が悪いところがあつてか、将来のまちづくりとの関係であそこに掘られているのかどうか、お尋ねをいたします。

さらにもう一つは、あの土地は町営住宅の跡地であつて、巢南町時代に町営住宅があつて、それを取り壊して、その土地を何かに利用したらどうかということいろいろ議論が出ておる中でも、県の補助金との関係でなかなか利用が困難だという話を聞いておったんですね。そういう点で、今度の水源地利用に当たってその辺はどのようにクリアされたのか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（吉本幸一君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 上水道の全体計画から申し上げますと、現在の巢南地区にあります水源地でございますが、能力的にありますのは、2,200トンの1日取水をしております。これが二つでございます。それに対して、実質的に日最大といいますと、今の巢南の現況から申し上げますと3,720トンぐらい要ります。といいますと、一つの井戸の方が取水不能になった場合、去年の3月にこの井戸が故障しまして非常に困ったわけでございますが、これはたまたま3月という時期でよかったんですが、これが7月、8月、9月という格好になりますと実質的に巢南町の全域に給水は可能ではなかったかと思っておりますので、前回にこの事業認可をとりますときに、全体計画を見直していくというときに対して新しい水源地も欲しいということでありまして、今、その前に議案の審議に出させていただきますように、給水人口の見直し

と1日当たりの最大給水量の見直しという格好で今議案を出させてもらっておりますが、それに関連して今の水源地をつくるということでありますが、全体的な事業についても、単年度で古橋地内に水源地を設けるといっても非常に莫大な金がかかりますので、今年度、15年度から取水井を掘って、といいますのは、取水の能力と水質の検査を受けなければ事業認可が取得できませんので、先行的に井戸を掘らせていただいたということでありまして、またこの後に新年度の予算も出てきますが、この新設井戸を当然3ヵ年計画でいくという形になりますので、平成16年、17年といくのは非常に不安定化をしますので、緊急的に旧の穂積の方から巢南の方へ2ヵ所くらい、今の犀川、五六川にかかっておる橋に添架をしてこれが完成するまで水を持っていくということでございますし、また用地の選定につきましても検討を願ったということでございますし、その用地の取得については新年度予算の中で計上をしております。実質的に新水源地について、全体事業費につきましては約6億前後かかると思います。以上でございます。

〔発言する者あり〕

水道部長（松野光彦君） まことに申しわけありませんが、これは平成15年度の拡張費のことでございます。平成15年度の拡張事業費の中に入っております。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺君。

8番（小寺 徹君） 今説明を受けたんですが、聞いておるだけではちょっとよくわからずに、一遍資料で出していただいて、将来の見直しをされると言っておるんですが、なぜ見直すのか、将来の給水人口をどう想定して、どのぐらいの水が必要だということでは当井戸が必要で、今度ポンプアップしてどう幹線を引いていくのかということも含めた資料を出してもらわないと、当初予算説明であったかもしれんですけども、全然わからんでしょう。突然立ったから、何ぞな、あれはというような話になっておるわけですから、ぜひ将来計画を出してほしいということです。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） 井戸を掘る件につきましては、予算措置が当然必要でございますので、御承認をいただきながらやっておりますけれども、今、松野部長の説明でおわかりにくい点があったかと思っておりますので少し補足させていただきますと、現在、巢南地区には井戸が2本あるんです。1本の能力が大体2,200トンなんです。それで、現在巢南地区で使っておる水道の水が大体3,700トンですから、2本がまともに動いておれば4,400トンあるから全然大丈夫だということなんです。1本、モーター、あるいはポンプの故障でダウンすると2,200トンしか水がありませんので、断水、あるいは給水能力ダウンということで水圧低下というようなことが起こる可能性が十分に見込まれるものですから、もう1本掘って安全を確保しておきたいと

ということが今回のこの計画でございます。それで、この計画につきましては、今御指摘のように、内容につきましてはまた資料を後日提供させていただきますので、よろしく御検討いただきたいと思っております。

議長（吉本幸一君） はい、松野部長。

水道部長（松野光彦君） 今の小寺議員の質問でございますが、議案第17号の中に今の給水人口の見直し、実質的に今取っておりますのは4万 8,620人と1日最大給水量が2万 3,590トンということでございますが、議案第17号の中にありますように、給水人口4万 9,600人と最大給水量を2万 4,300トンにするということでありまして、この件につきまして、この事業認可につきましては、10年後の人口推定と、これをやった場合に約5万人、参考にしましたのは、新市計画が平成24年で5万人、それと岐阜都計の関係で、これは27年でございますが、4万 9,997人という数字が出ておりますので、これも今の水道事業の人口推定にも関係して、平成25年を5万人と。この中に、これは行政区域でございますので、それプラス犀川区画整理の中に30.5ヘクタールの区画整理事業をやっておりますので、1ヘクタール当たり90人、約 2,800人でございますが、それを足し込んで、呂久地区が区域外に入っておりますので、そこから500人引いた数字が今の条例に出させてもらっておる数字です。ただ、これは100%でございますので、普及率を95%と見込んでこの数字が来ておるとということと、今の1日最大給水量については、旧の穂積と旧の巢南町では1日1人当たりの水道の使用水量が50リットルぐらい違いますので、旧の穂積並みと。というのは、巢南の方は井戸と上水と併用しておられると思っておりますので、今後、地下水は上水に切りかえていただくということでありまして、1日当たりの水量も旧の穂積並みに合わせてもらうという格好の算定をすると、この水量になってくるということでございます。

この給水人口の見直しと1日当たりの最大給水量の見直しというところから入って、今のちょうど場所的に古橋地内が一番いいと。あそこに1,500トンくらいのタンクを設置していきたい。先行しましたのは、前にも申し上げましたように、事業認可を取得するには、地下水の水量の確認と、その水が飲料水として適当であるかという検査を受けていくということでございますので、平成15年度に井戸の先行をさせてもらったということでございます。以上でございます。

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。45分から始めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時46分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第28号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第26、議案第28号平成16年度瑞穂市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市一般会計について質問いたします。

まず最初に歳入で、15ページに地方交付税の欄がございます。予算額は10億 3,000万円となっております。新市計画の財政計画によりますと、20億 3,500万円の地方交付税がおりてくるという試算がされております。なぜこうも減っておるのかということをお尋ねいたします。

あわせて、財政計画による歳出の区分の方法と今年度予算の区分の方法が違いますので、歳出の部分が、ぜひひとつ今年度の予算の区分を、財政計画の歳出区分で分けた表の提出をお願いしたいと思います。そうすると新市計画と今年度の財政がどうなっておるかということも比較・検討できるので、その資料の提出をよろしく願いいたします。

次に歳出の部分に移ります。

51ページで、身体障害者福祉協会補助金という欄がございます。今年度の補助金額が94万5,000円計上されております。15年度の予算を見ましたら 148万円の補助金でございます。大分減っておるわけですが、私の自治会内にこの団体の旧巢南町の会長、副会長さんが見えて、市長にも補助金を減らさないようにという陳情・要請をしたけれども、あまり色よい返事をもたえななんだと。ぜひひとつということをお願いもあまして、何でこだけ減ったのかその理由と、ぜひひとつ要望としては先年度並みにふやす方向で検討をお願いできないかということでございます。

次に53ページでございます。敬老会の関係で、敬老会助成金というので 150万円計上をされております。助成金ということになりますので、来年度は市主催の敬老会を行わないということなのかどうか。また、来年度はどのような敬老会をやろうとしてみえるお考えか。

〔発言する者あり〕

8番（小寺 徹君） 失礼しました。よろしく願いします。

それで、ちょっと比較・検討したいんですけども、14年度、巢南町、穂積町のときの敬老会の経費は幾らかかったか、今年度、15年度の新市になってからの経費は幾らになったかという比較・検討をしたいので、そこら辺の数字をお示し願いたいと思います。

60ページ、生活保護扶助費でございます。市長提案説明では 9,700万円増になったということです。去年と比べると倍近く増加になっておるんですが、去年の保護世帯の件数は75件ということになっておるんですが、今年度は何件くらいふえるということでごうふえたのか、そのふえた原因を説明願いたいと思います。

次に62ページでございます。廃棄物収集委託料、今年度の委託料は3億 2,500万円になっております。15年度と比較いたしますと、去年は1億 7,400万円ですので、非常に多くなっておるわけですね。来年度から収集体制も若干違うような方向になっておると聞きますが、それとの関係があるのかどうか。なぜこうもふえたのか、お尋ねをしたいと思います。

75ページ、道路維持費と道路改良費、去年の総括質問でもいたしましたけれども、どの路線でどのような工事を行うのか、説明資料の提出をお願いしたいと思います。

次に80ページでございます。駅前の自転車駐車場管理委託料、今年度 5,082万円の委託料になっておりますが、去年は 2,541万円ということで、ちょうど倍額になっておるんですが、なぜかということでございます。使用料収入見込みを見ますと 3,228万円の使用料見込みになっております。これとの関係から見ても、ふえておるのが非常に多いという点で、この辺の説明をお願いいたします。

最後になりますが、新市が発足して、行政推進プロジェクトチームが結成されて約1年たつわけですが、いろいろ研究されておるその成果がどうあらわれて、ことしの予算にどのように反映されているのか。また、推進プロジェクトの成果について、報告資料があれば御提出をお願いしたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） 今御質問の個々の問題につきましては担当から説明させていただきますけれども、実はこの15年の予算と16年度の予算というのは非常に難しい問題がありますので、基本的な点だけ御理解をぜひいただいて御検討いただきたいと思います。

それはどういうことかといいますと、まずこの比較表は11ヵ月予算、5月1日から合併した後の11ヵ月分の予算との比較になっておるということが1点でございます。それからもう一つは、15年度は、4月一ヵ月は旧穂積町・巣南町での単独予算になっております。それから合併した後3ヵ月は暫定予算で動いております。そして、その後に暫定予算を加えた形で本予算を組んでおります。そういう絡みがございまして、正直なことを申し上げまして、数字的に見た場合に二重計上の性格の数字もあります。それからまた逆に、あちらに入っているだろうと思って計上漏れをしちゃって、後で補正で修正したというものもございまして。これは当初当初で比較しておりますので、そういう事務的とかいろんな絡みで大きな差が出ておるものもあるということをひとつ基本的に御理解いただきながら説明を聞いてやっていただきたいと思います、このように思いますので、ちょっと事前にお断りを申し上げておきます。

議長（吉本幸一君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） まず最初の15ページの地方交付税、本年度10億 3,000万円ということでございますけれども、実は臨時財政対策債のことを少し触れさせていただきますが、これが平成13年度から平成15年度ということで時限立法で定められておりましたけれども、引き続き16年から18年度まで延長されるということで、今回の対応につきましても、30ページの市債の中に臨時財政対策債 8億 4,200万円がございますが、これが交付税に当たる分でございます。10億 3,000万円と 8億 4,200万円プラスした額ということになります。以上でございます。

議長（吉本幸一君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの質問にお答えします。

まず51ページの身障協会の補助金ということですが、これにつきましては、各種団体の補助金は会費相当額を助成するということでございますので、それぞれの団体も自助努力をさせていただきたいということから、会費相当額が補助対象ということでございます。

それから53ページの敬老会助成金ということですが、まず平成14年度の実態をお話しさせていただきます。まず最初に、平成14年度の旧穂積町につきまして、敬老会の事業費が 232万 5,000円、このほかに敬老祝い金が 655万円含んでおります。旧巢南町につきましては、敬老会の事業費が 450万 8,000円、敬老祝い金が 140万円含んでおります。平成15年度の敬老会の関係でございますが、平成15年度の敬老祝い金につきましては 851万円が敬老祝い金でございます。そのほかに、バス代といたしまして実際支払った額につきましては56万 7,000円、それからステージの委託料ですね、芸能関係の委託料約61万円が実際の支払い額になっております。先ほどの敬老祝い金のほかに、100歳、平成15年度中には3名到達者がございましたので、白寿（99歳）と経過措置で巢南町の方が 100歳ということでございますので 300万円払っております。

なお、今年度の敬老会の持ち方ということですが、いろいろ担当課、あるいは市長等も協議いたしました結果、市主催の敬老会は行わないということで、今後は自治会、あるいは老人クラブが地域で敬老会を実施された場合につきまして助成をしていこうということで、今回、補助金ということで 150万円計上させていただいております。それから平成16年度の敬老祝い金につきましては、15年度同様、お支払いいたします。

それから60ページの生活保護の関係でございますが、県から移譲されました時点での保護世帯につきましては、69世帯の保護人口が95名ということでございます。2月末の保護世帯が76世帯ということで、保護人員が 104名ということになっております。特に医療扶助が、当初7月ごろの1ヵ月の医療扶助は約 900万円ほどでしたが、1月につきましては 1,200万ということで、医療扶助等も相当増額になってきておりますので、今回の当初予算の積算になったわけでございます。それから、平成15年度も生活保護費の措置費につきましては補正をさせていた

だいておりますので、伸びにつきましては15年度も補正で対応させていただいております。

それから66ページですが、塵芥処理費、前年対比約2億1,800万増額ということでございますが、この中で大きく伸びておりますのが役務費のペット引取、廃布団ということで、これは前年対比約720万円ほどふえております。それから廃棄物の処分委託料ということで、粗大ごみ、長野県のイー・ステージとか京都のカンポ、三重県へも排出してあるわけですが、そこで約7,000万円ぐらいの前年対比の増加を見ております。それから西濃環境整備組合、前年度対比約1億360万円ぐらいあるわけですが、これは1期分を4月に旧町で払っておりますけど、新市になったときの前年対比ということで大きく1億300万に伸びておるわけですが、1期分の4月は支払い済みということで御理解を賜りたいと思います。

以上が市民部関係のお尋ねだったかと思えます。よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） 続きまして、都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 改良につきましては大体十五、六カ所の予定をしていますけれども、4月の早いうちに公表ということで、総務課の方で公表できるものはいたします。

それと、維持費につきましては、昨年も市長から言われましたように、箇所図というのは、いろんな状況等で急なこともございますので、予定はございましてこれは公表いたしませんので、お願いします。

あと、駐車場の管理費ですが、委託料は今市長が言われたように4月の予算でありますので、去年とほぼ同じでございます。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） ちょっと自席で御無礼させていただきます。

プロジェクトチームでございますけれども、成果がどのようにこの16年度にあらわれているかということでございますが、お手元に平成16年度の予算概要という資料28というのが配られていると思います。その6ページをちょっと見ていただきたいと思います。

現在、このプロジェクトチームで事務改善、それから子育て、防災、それからプロムナードという四つのことをやっているわけでございますが、その中の一つの防災チームでございますけれども、安全社会づくりということで、総合防災対策推進事業ということで載っております。公共施設の耐震工事、それから防災マニュアルの作成等の調査・研究、それから自治会防災器具整備事業ということでございます。こちらのプロジェクトの方でいろいろ検討しまして、また設計事務所等と協議しまして、このような実際の工事といいますが、耐震に当たっていけるような状況に現在進んでおるわけでございます。

それから7ページの上に子育て支援事業というのがございます。ここに子育てチームの方で、子育て支援のあり方、子育て環境づくりの研究・推進、それから次世代育成支援行動計画の策定ということで約700万ほど上がっているわけでございますが、こちら次代を担う子供たち

の育成ということで、実際に 700万かけて来年度動いていくというような状況をとっております。

そのほかを言いますと、プロムナード計画でございますが、こちらも、直接予算にはあらわれておりませんが、都市整備の方のお金を借りてプロムナードづくりの基礎研究に当たっていききたいということで、設計等も入っていききたいと思っております。事務改善につきましては、鋭意今、時間割り振りがどのようになっているかという非常に細かい調査をしております、少しでも能率の上がるように研究を現在しているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 1点目の地方交付税の問題ですけれども、臨時財政対策費で8億 4,200万円出ていると。これで大体20億近くなるということですが、地方交付税ですから、また補正予算でふえてくることもありますね。大体毎年ふえてくるんですけど、それで予測としては今後20億 3,500万になるという見通しを持ってみえるのかどうかということと、臨時対策費というのは16年から18年ということで、あと3年間ですけれども、新市計画だと10年間ずっとあって、10年間は20億 3,500万を見込んだ財政計画になっておるんですが、その辺の見通しとの関係はどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから身障者福祉協会の補助金下がったのは、要するに会費との対応ということで、会費が安いから下げたということで、会費をもしこの団体が上げればそれに対応して上がっていくという相関関係というふうに考えていいのかわかりかねます。

次に75ページの、道路維持と改良についての事業計画を出してほしいということですね、どの路線でどうと。去年も言いましたけれども、予算が通ってから4月に総務課で公表しますので、それを見てほしいという答弁ですけれども、議会審議の中でこれを出していただいて論議をする必要があるんじゃないかということをお尋ねしておるんです。道路の改良・維持というのは、地元の要望の路線もあるだろうし、いろんな生活に密着した工事と、また大きな道路でむだな工事もあるということもあると思うんですね。そういう点で、そのことが本当にいいのかわかりかねるというのが議会の審議する場だと思うんですね。そういう点では、ぜひこれは出して、委員会のときでもぜひ出してほしいということをお尋ねしておきたいと思っております。

以上、質問いたします。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 地方交付税が今後増額されるかという御質問でございますけれども、現在国の方から示されております地方財政計画の中で、全体の枠から申し上げますと、臨時財政対策債で28.6%の削減が示されております。そして地方交付税で6.5%減額するというこ

とで、そういった数字が示されております。合わせて交付税といたしまして12%の減ということで、その金額が示されておるところでございます。それで、当初合併したときの数字が望まれるかということでございますけれども、微妙なところであるというふうに考えております。もちろん12%削減ということでございますので、減額という見込みをいたしております。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 会費相当額の補助金ということで、会費がふえたら補助金がふえるかという御質問でございますが、あくまでも自主団体でございますので、会費がふえたからその分補助金で補助対象になるかということには一概には言えませんので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） いろいろと私の方も、特に改良につきましてはやはり瑞穂市の整備計画ということでやっておりますので、なかなかそういう場での議論は難しいところがありますので、これはあくまでも公表した段階でござんいただきたいと思ひます。

議長（吉本幸一君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 4番 吉村議員。

4番（吉村武弘君） 1点だけ、生涯学習地域振興組織補助金についてお伺ひします。

来年度の予算で1,500万出ております。その来年度の予算じゃなくて、今年度出ています、各校下に生涯学習の振興費ということで出ておりますが、そこで私ちょっと耳にしておることが、穂積校区わくわく活動委員会が運動会をやりまして、運動会で景品を、ティッシュペーパーとか、しょうゆのペットボトルに入ったものとか、いろいろ買われて、それがかなり余ったということで、それを他の組織へ、私の聞いているところではバレーボールの忘年会でそれを配ったと。これはいわゆる生涯学習振興費の流用じゃないかということになるんですが、そしてまた、その穂積校区のわくわく活動委員会の委員長というのは次の選挙で民主党の推薦か公認で出られるそうですので、これは実際そうであれば、いわゆる公選法で言うところの寄附か、それとも買収か、そういうものにもひっかかってくるんじゃないかなということになると思ひますので、これはこの席で答弁してくださいといってもなかなか難しいですから、文教の委員会の方でその辺を調べて報告していただくと。これは文教の方でやらせていただきます。

それで、ここでお尋ねするんですが、生涯学習の振興費が出されているわけなんですけれども、例えば景品など買った場合に、余ったものについてどのように帳面上処理されているのか、監査をきちんとやってみえるのかどうか。それから、そういう余るような買い方を黙認してみえるのか。ということは、要するに予算を全部使ってしまえば、物にかえてしまえば何も残ら

ないということで、また来年も予算が同じようについてくるという物の考え方ができるだろうと思うんですよね。ですから、運動会なんかやって雨天で中止になった場合もあると思うんですよ。そういったものが、じゃあそのまま残されるといった場合に、来年もまた同じような金額が補助金として出されると。その辺のところをきちんとやっぱり調査してもらわなきゃいかんということになりますので、その辺の考え方はどうかということをお尋ねしたいです。

議長（吉本幸一君） 福野君。

教育長職務代理人（福野 正君） お答えします。

現実には、天気によって左右される、例えばそういう大会の賞品の残りというのは、非常に我々も実はやっていて困るところでございますが、次年度に流用すれば一番問題ないわけでございますが、よそへ持って行ってどこやらんで使ってしまったという話はやっぱりけしからん話だと思います。もともとの地域の事業計画を最初いただいて、その計画に基づいて使っていただくというのが基本でございますので、今後、支出するときに計画書を見ながら十分精査していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、吉村君。

4番（吉村武弘君） 穂積校下ばかりじゃないだろうと思うんですけれども、他の校下についても目的外の流用というのが往々にしてある可能性があると思うんですが、その辺のところ、今後、例えば景品を買う場合にどのように買うかという、例えば返品できるようなところから買うとか、その辺のところもやっぱり生涯学習課でいろいろ検討していただいて、各校下に指導していただくというのが一番いいんじゃないかなと思いますので、今後のあり方としてどのようにするかということを検討していただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 11番 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 16年度の予算概要のところ、今、小寺議員の方からも質問されて、ちょっと関連をしておるんですが、いわゆる市長公室の行政推進調査研究チームの関係だと思っておりますが、7ページの上から3行目、説明で先ほど700万くらいということで、子育て支援事業ということで535万4,000円と次世代育成支援行動計画の策定ということで162万7,000円ですか、そのことについてちょっとお聞かせ願いたいんですが、御承知のように、次世代育成支援対策推進法が15年7月16日に公布をされておるわけでございますが、社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境を進める云々ということで、自治体は地域行動計画を16年度中に決定して公表しなくてはならないということになっているかと思うわけです。

そこでお聞かせ願いたいのは、地域の行動計画の策定準備はどのようにされているか。されているとすれば、現在どのように進んでいるか。

また2点目としまして、具体的には協議会の設置等がされると思うんですが、やはり早急に協議会を立ち上げがないとすれば立ち上げられると同時に、有識者が審議会に入られると思うんですが、その場合に地域の働く女性の代表等も入れていただきたいという要望を含めて、質問させていただきます。お願いします。

議長（吉本幸一君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 行動計画ということで、どのように現在やられているかということですが、現在、各小学校を通じましてアンケートをとりまして、集計をいたしているところでございます。その集計をまたベースにして、次の段階に入っていきたいと考えております。広瀬議員の一般質問の中にも少しそのようなことが入ってございましたけれども、ダブるかもしれませんけれども、少しずつ16年度に行動計画策定ということで順次進めております。

それから協議会の設置でございますけれども、まだ具体的にはそこまでいっておりませんが、できるだけ意向に沿うような格好はとっていききたいと、かように思っております。

議長（吉本幸一君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 本議案につきましても総務常任委員会に付託をされますので、細かい問題はそちらに譲るといたしまして、総括的な質問についてお聞きをしておきたいと思っております。

まず第1点目は、予算書の説明資料の内容についてであります。

やはり予算書の説明書の中身は、より具体的に、具体的な姿の見える内容にしていただきたいと思っております。非常に抽象的であります。例えばもっと算定根拠を明らかにするとかいう形で、ぜひお願いをしたいと思います。これは要望でございますので、意見があればお聞かせをいただきたいと思っております。

さて、市長は提案理由の説明の中で、三位一体改革の地方自治体への影響の問題について触れられております。

三位一体改革とは、そもそも国庫補助負担金の削減、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し、それから地方交付税の改革、この三つを一体的にとらえて改革を行うということであったと思っております。しかしながら、新年度の政府予算を見ましても、現実には国庫補助負担金と地方交付税の削減が本旨ではないかと、このように思わざるを得ません。先ほど関谷総務部長も国の削減の内容についてる報告をされておりましたけれども、具体的に国庫補助負担金削減の内訳を見ましても、公共事業関係で4,527億円、公立保育所運営費の義務教育費国庫負担金の退職手当、児童手当等の一般財源化で4,749億円であります。そのほか奨励的補助金の廃止・削減で1,000億円強で、全体で1兆313億円というふうなことであります。さらに、政府と与党の間では、生活保護費負担金の見直しを平成17年度に実施をするという了解事項が取り

交わされているということですので、一層の国庫補助負担金の削減が強行されてくると思います。

公立保育所の運営費の問題について考えてみましても、極めてこれは問題があります。どういふことかといいますと、民間の保育園についての負担金は今後とも引き続き国が責任を持って行うものとするという了解事項がございますけれども、同じ保育事業でありながら、民間の保育所の運営費は国が負担をして、公立保育所は全額地方負担をします。こういうことでは、全く整合性がないわけであります。そういうことから考えますと、政府のねらいというのは、明らかに保育所を民営化していくことがねらいではないかというふうに考えざるを得ないわけでありますけれども、その点についてまず市長にお尋ねしておきますけれども、この保育所の民営化についてはどのようにお考えなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

そのほか、地方交付税の削減につきましても、04年度の地方財政計画では地方に配分される交付税の総額は1兆8,861億円、前年度の1兆693億円から1兆1,832億円のマイナスであります。この交付税の削減のほかにも、臨時財政対策債が1兆6,790億円の削減がありますので、合わせて2兆8,623億円の削減ということになっております。

そして、この地方交付税の削減の動きにつきましても、交付税の算定の基礎となる基準財政需要額における補正係数や単位費用の見直しも進められているというふうに聞いております。具体的に、市町村の単位費用では学校給食なども民間委託と直営の実態を反映させている現状から、民間委託を基礎にした計算へ3年間で段階的に引き下げるといふふうにしてあります。これも地方への財政支出の削減という観点からのみ、学校給食の民間委託化をねらったものと言わざるを得ないものであります。まさに食育としての学校教育という観点など毛頭ありません。そこで、この点についても市長にお聞きをしておきたいと思ひます。学校給食の民営化についてはどのようにお考えになっておられるのでしょうか、これが2点目であります。

税源移譲の問題につきましては、言葉だけ税源移譲といふふうになっておりますけれども、所得譲与税、税源移譲予定交付金等々ございますけれども、要するに国から地方へ支出される財源の削減額が臨時財政対策費の減少を加えますと先ほど申し上げたように約4兆円になりますから、国から地方へのいわゆる財源移譲はその約3分の1の6,558億円にすぎないわけでありますから、やはり全体として3兆1,200億円ぐらいの削減といふふうになってきておるわけであります。

そこで、全体を通じてお聞きしますけれども、このような、三位一体と言ひながら、実は国庫補助助成負担金の削減と地方交付税の削減が中心である三位一体改革、このことについて市長はどのようにお考えなのか、その点についてまずお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、こういう動きを見てまいりますと、非常に合併特例法の内容について危機感を持たざるを得ないわけであります。例えば特例債の問題であります。事業の95%を充当して元利

償還金の7割を交付金で措置するというあめを出しましたけれども、果たしていかに。非常に危機感を持っておるわけであります。ですから、今年度の予算でも、下犀川橋のかけかえ等、特例債を充当した事業がございますので、もしこれをやっていったときに、これから5年、6年たったときにどうなるのかということを考えてみますと、大変な事態になりはしないかというふうに思うわけであります。

そのほかの、要するに交付税の算定特例の問題もしかりであります。合併する前にあったのと同じ同額を負担するというふうに言っていますけれども、これも本当にそんなことをやるのかと。先ほど申し上げたような国の削減の動向を考えますと、とてもじゃないけれども信用するわけにいかんというふうに私は思うわけでありますけれども、そういう点ですね。合併特例法に基づく政府の措置の今後の見通しを地方段階でどう受けとめて財政運営を行っていくかということのやはり展望をしっかり持たなければいかなあというような気がしておりますので、その点についてもぜひお聞かせをいただきたいと思います。

それから、臨時財政対策債は今年度は存続をするということとなっておりますけれども、その交付税措置の方向ですね、これについてはどのような政府の動きがあるのかについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、地域再生事業の地方債の新設ということで8,000億円が見込まれておりますけれども、これは明らかに交付税措置がなく、公共事業の資金不足を補てんし、事業量を確保することが主な目的ということでありますけれども、この事業についてはどのように考えておられるのかについても、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

この問題は一般質問の合併との問題も絡みますので、きょうは時間もあまりございませんから、この辺で終わっておきたいと思います。以上であります。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきますけど、あしたの一般質問の中でむしろ議論しなければならないことが非常に多いかと思いますが、私の思っておりますことと現況だけお話しさせていただきます。

まず三位一体の影響というもので、今回、議会の議案を提案させていただくときにもお話ししましたように、5億3,800万ほど瑞穂市は影響を受けております。その中身をこの機会にお話しさせていただきます。

まず、税源移譲をするということで国庫補助金が打ち切られたものが約8,100万でございます。これにプラス介護保険の事務費がもう少し2,000万ばかり乗ってくるわけですが、一応うちとしてストレートに来ておるものとしては8,100万でございます。児童保護、要するに公立保育所の運営費で7,700万減っております。それから児童手当の事務交付金で300万というような形で出てまいりまして、いろんなものを入れて大体国庫補助金のカットが8,100万や

られております。それから地方特例交付金が廃止になりました。これは金額は小さいんですけども、200万なくなっております。それから地方交付税が前年に比べまして2億3,000万カットされております。それから今御指摘のございました臨時財政対策債が2億9,600万減っております。それで、その個々の補助金をカットして財源移譲ということになっておるんですが、これが所得譲与税という形で予算措置、予算書を見ていただきますとありますが、これが約7,800万、これがプラスの要素でございます。それで、全部差し引きしますと先ほど申し上げました5億3,800万ぐらいの数字になるということでございまして、この三位一体の改革の影響というのは財政的には非常に大きなものがあるということが言えるわけでございます。

これで私が思っておりますことは、国の財政事情というものが非常に厳しいということもわかる。ですから、補助金をカットしてくると。財源を移譲するといっても、要するにカットした分だけ満額移譲ということはされないだろうと。これは予想しているとおりになっておりますけれども、ここで一つけしからんというか、困ったことだなと思っておりますのは、金はいくらでも口を出すことだけは残しておくという、ここが問題だと私は思っております。

時々この問題についているんなところでおしゃべりをしますときに、こういう例えで申し上げております。ちょっと東京へ来てと呼ばれたと。それで、東京まで行くのに新幹線の料金が1万円ちょっとかかりますね。これを1万円と仮定します。1万円やるから新幹線で東京へおいでというわけです。はい、わかりましたといって前は1万円をもらって東京へ行けたんです。新幹線でおいでと。ところが、今度の改革は、8,000円やるで新幹線で東京へおいでという話と一緒になんです。要するに、8,000円しか渡さないよと。ただ、新幹線でおいでとは言わないと。工夫して東京へおいでという話なら私はわかるんです。なぜかといいますと、東京へ行きますにも、何も新幹線じゃなくても、ハイウェイバスを使えば8,000円以下で行けますし、もっと極端なことを申し上げれば、時間を惜しまなければ、普通電車で行けばもっと安くできるわけなんです。ところが、その選択肢というものを取り上げておいて金額だけカットしてくると、このやり方に私は非常に不信感を持っております。

しかし、現実の問題としてはこういう形で動いておるのですから、けしからん、けしからんと言っておっても、現実でございますので、その中でそれじゃあ我々はどうしていくのかということを考えざるを得ないということをおもってございまして、そういう点から、岐阜新聞で合併の問題についてちょっとシリーズで書いてございまして、最後は瑞穂市の予算の問題が出て、その前の日に山県市の予算の話が出ておりましたけど、極端なことを申し上げると、非常に対照的な予算の編成をしているかと思っております。そこで、私がこの問題がいかに大きく財政的に影響を与えるかということをおもえながら、非常に慎重な姿勢で取り組んでおるとのことだけは御理解をいただきたいと思っております。

そこで、先ほど御指摘の、交付税の計算の方法とかそういうものは別にいたしまして、合併

特例債の利用についての御指摘でございますが、私も御指摘のとおりだと思います。合併特例債はなるべく使わない方がいいと思います。ただ、いろんな工事をやっていくときに起債を起さなければならないケースというものがあられるわけですが、その起債を起すときに、特例債を使った起債の起こし方がいいのか、特例債を使わない起債の起こし方がいいのかという選択はしていいんじゃないかと、こんなふうに思っております。特例債がある分だけ上積みで余分なことをするという考え方は持っておりません。必要な事業について起債を起すときにどの制度を使うかということでの使い分けということでございます。今回も特例債を使いましたのは、現実の問題、普通の起債でこれをやりますと全額単費の中で埋めていかなきゃならぬ。特例債だと、そのうちの70%は現段階では交付税算入なり何なりで面倒を見ましようということを言っておりますので、だから7割もらえるのならいいんじゃないかと。もらえなくてもともじゃないかと、失礼な言い方ですけども、そんな思いで特例債を使っておるということですので、御理解をいただきたいと思っております。

ですから、合併という問題につきましては、私は、財政的な問題というものがどうしても前面に出されておりますけれども、そういう意味では非常に、ただそれにつられて合併をしていくと大変だということも十分に理解しております。しかし、中央の地方に対する対応というものがこういうふうに動いていく中で、合併の将来というものも御指摘のとおりバラ色ではありません。しかし、合併せずにおったときとの比較ではどうだろうかということも考えないといけないんじゃないかと、こんなふうに思う次第でございます。

それからお尋ねの保育所の民営化と学校給食の民営化、この2点についてお答えさせていただきます。

保育所の民営化、私は公立の保育所と民の保育所とが併設であっていいと思っております。やはりすべてを民営に任せてしまって公立の保育所がなしという状態は、若干の問題点が出てくるんじゃないかと思っております。それはどういうことかといいますと、やはり保育所というものがどのレベルでどういうサービスをしていかなければならないのかという一定の水準というものはやっぱり公立の保育所が見せていく、それにあわせて私立の保育所というものがそれを一つの物差しにしながら動いていくと。それより上のレベルの保育サービスというものを逆に絶えず研究しながらやってくれば、それにこしたことはありません。そうすると公立の保育所というものが、標準レベルといいますか、一つの水準というものを維持していくための大きな役割を果たすのではないだろうか、こんなふうに思っております。

それから学校給食の民営化でございますが、これにつきましては、私は民の力は学校給食の運営については大いにかりるべきだと思っております。ただし、学校給食に対して民の意思で思うように操作されるような体制は組むべきではないと、このように考えております。だから、すべて学校給食はこうやるべきだという考え方は持っておりませんが、公が十分にコン

トロールできる体制というものは厳然と保持しながらやらないといけないと、このように判断しております。

議長（吉本幸一君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、桜木ゆう子さん。

1番（桜木ゆう子君） 私の質疑は大変小さいものですので笑わないでいただきたいと思いますが、概要の方の7ページの一番下にありますが、女性の会補助金というのですが、これは毎年80万というふうに記憶しておりますけれども、これは人数によって出されているのか、それとも人数に関係なく80万という数字が出ているのかということと、それから旧巢南町の方がここに入ってきているのかどうなんでしょうか。入っていないとすれば、入ってこれるものなんでしょうか。それと事業内容ですね、どういうことをやっておられるのかということとをまずお尋ねします。

議長（吉本幸一君） はい、福野 正君。

教育長職務代理人（福野 正君） 昨年新たに募集をしまして発足したばかりですので、事業内容も徐々に今詰めているようです。昨年、予算は80万でしたが、人数でやっぱり出しておりますので、たしか支出はもう少し少なかったかと思うんですが、予算は最終的に80万組んでおりますが、たしか人数が想定したよりも少なかったもんですから、支出はたしかもっと少なくて出しております。これは人数積算で出しておりますね、1人当たりということ。それで、巢南町の方も30名か40名程度たしか新たに参加されて、牛牧の防災センターの方で発足式を終えております。事業内容は今後徐々に詰めていくということでございました。以上です。

〔発言する者あり〕

教育長職務代理人（福野 正君） ちょっと人数はまた後でお知らせします。

議長（吉本幸一君） はい。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） では、ないようですので、これで質疑を終結いたします。

日程第27 議案第29号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第27、議案第29号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第28 議案第30号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第28、議案第30号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第31号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第29、議案第31号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第32号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第30、議案第32号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市下水道事業予算について質問いたします。

これは本年度から供用開始をされるわけですが、15年度終わって下水処理計画の面整備は何%完了したことになるのか、お尋ねいたします。

それから下水道使用料として1,679万円を見込んでみえますけれども、これは下水道使用者が大体供用開始の面積の中の何件分で、普及率は何%ぐらいという見込みをされてみえるのか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 平成10年度に着工しまして、平成15年度までに面的に 110ヘクタール、面整備的には75.6%を完了しておりますし、全体の供用開始のときに 1,188件くらいでございまして、現在15年度末で 933件くらいが接続可能かなと思っております。その中の接続者につきましては39%を見ております。以上でございます。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第33号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第31、議案第33号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第34号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第32、議案第34号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33 議案第35号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第33、議案第35号平成16年度瑞穂市水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34 議案第36号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第34、議案第36号市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号から議案第36号までについて（委員会付託）

議長（吉本幸一君） 議案第3号から議案第36号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれにて散会をいたします。大変御苦労さんでした。

散会 午後3時55分